

マイナンバーの2019年問題

2016年1月に始まった投資信託口座へのマイナンバー届出に関する経過措置は2018年末で終了するが、未届けの口座もいまだ多い。顧客取引にも影響を及ぼしかねないことから、金融機関として早急な対策が必要である。

2016年1月に始まったマイナンバー制度では、税法上の告知事項に個人番号及び法人番号（以下、「マイナンバー等」）が追加された。それに伴い、2016年1月以降に新規開設される投資信託口座では、マイナンバー等の届け出が義務付けられたことをご存知だろう。

一方で、2015年12月末以前に開設された既存口座に関しては、3年間の経過措置が認められ、その間に顧客からマイナンバー等の届け出を受けることとされた。

つまり、2018年末には3年間認められた猶予規定の適用が終了し、その後は既存口座に関してもマイナンバー等の届け出を必ず行わなければならない。この号が出た後、数か月で経過措置期間が終了してしまう。

■ 既存口座のマイナンバー制度対応に課題

経過措置期間終了まではあとわずかとなっているが、残念ながら既存口座のマイナンバー等の届け出は必ずしも順調に進んでいないようである。金融機関が保有する投資信託口座のどの程度がマイナンバー等の届け出を完了しているか、筆者の調べた限りでは特に公表はされていないようだが、いくつかの金融機関にヒアリングしたところでは、依然としてかなりの数の既存顧客がマイナンバー等を届け出していない模様である。

金融機関顧客以外の領域では、マイナンバー等の届け出は順調に進んでいる。野村総合研究所は、2017年と2018年に全国の民間事業者に対して、マイナンバー制度への対応状況に関するアンケート調査を実施したが、従業員からのマイナンバーの収集も個人支払先のマイナンバーも、いずれも「ほぼ100%収集」が7割～8割程度となっている。これら一般企業の状況と比較

しても、金融機関の既存顧客からの収集状況は遅れていると言わざるを得ない。

残念ながら、今のままでは「金融機関のみが本来義務付けられているマイナンバー等の届け出が進んでいない」という状況になりそうである。

■ 経過措置終了後は、未届け口座に制約も

さて、それでは経過措置が終わった2019年1月以降にはどのようなことが起こるのであろうか。関連する法令を見る限り、金融機関としては対応に苦慮する事態となることが想定される。

例えば、所得税法224条2項の規定によれば、投資信託の分配金の支払いを受ける者はマイナンバーを記載した受領に関する告知書の提出が求められており、所得税法224条3項の規定によれば、金融機関は告知書を提出させた後でなければ、分配金の支払をすることができない、とされている。同様に租税特別措置法の条文によれば、特定口座開設届出書にはマイナンバーの記載が義務付けられていることから、個人番号の提出を行っていない場合特定口座としての取扱いに支障をきたす可能性がある。

以上のように、そもそも経過措置終了までにはすべての有価証券取引口座に関してマイナンバーの届け出が行われていることを前提にして法令の条文が規定されているため、届け出を行っていない口座に関しては円滑に取引を行うことができなくなる可能性がある。

勿論、このような制約が実際に課せられるとすると、顧客取引に極めて甚大な影響を及ぼす可能性があるとともに、経済活動全般にも影響が生じることは否定できな

い。場合によっては資本市場にも混乱を引き起こす可能性がある。

そこで、実際の顧客対応では、条文上にあげた制約を実際に顧客取引において課すことまでは行わない方向になるのではないかと推測される。実際に、筆者が関係者にヒアリングした限りでは、極力顧客取引に影響が生じない方向での検討が進んでいるようである。

金融機関としてどのような対応が必要と考えられるか

しかしながら、経過措置終了以降も顧客からマイナンバーの届け出を受けていない口座の存在は、本来の条文から見て「違法な状態」であることは確実であり、そのままその状態を放置することは必ずしも望ましいことではない。

税務や金融監督などの行政機関としても、猶予期間が終了した以上はマイナンバー等の届け出が完了していることを前提とした対応を行うであろうし、完了していない口座に関しては、金融機関に対して「何故期限が到来したのに届け出が行われていないのか」「届け出を行っていない顧客に関してどのような対応を行うのか、どのようにして番号の届け出をしてもらうのか」等の説明を求めてくる可能性は極めて高い。

以上のことから、金融機関としてはマイナンバーの届け出に関して今まで以上に取り組みを強化すべきと考えられる。

具体的には、

①2018年末までは、可能な限り届け出を行ってもらう。また、届け出が行われなかった口座に対してはその口座への対応と経緯をしっかりと記録する。

②2018年末までに届け出が行われなかった口座に対しては、その後も継続して顧客へのアプローチを行い、できる限り速やかに届け出を行ってもらう。

③行政機関からの問い合わせに対しては、各口座での経緯を報告するとともに、今後の届け出促進をどのように行うのかを報告する。

といった対応が必要になると考えられる。

残された時間はあまりない。金融機関としては、経過期間中の限られた時間の中でできるだけ多くの顧客にマイナンバーの届け出を行ってもらうと共に、届け出が未完了の口座に対し経過措置終了後にどのように対応するのか、その方針について予めしっかりと準備すべきではないだろうか。

繰り返しになるが、他の分野に比べて金融機関のマイナンバー届出への取り組みが遅れている事は否めない。この稿を執筆している2018年8月末時点で見ると、多くの金融機関はホームページなどでマイナンバーの届け出を呼びかけてはいるものの、必ずしも顧客の目につきやすいように掲載しているとは言えない金融機関も見受けられるなど、まだまだ取り組みが不十分と思われる。また金融業界全体としても、届け出を行っていない顧客への積極的な働きかけとして、テレビCMや新聞広告などの広報を強化する等の取り組みを行うことが望ましい。

Writer's Profile



梅屋 真一郎 Shinichiro Umeya

未来創発センター
制度戦略研究室長
専門は制度調査・提言
focus@nri.co.jp